



# 「子ども・子育て支援金」制度が始まります

～2026年4月分保険料より支援金の負担をお願いします～



## 支援金の使いみち

こども未来戦略「加速化プラン」の施策に使われます

- 児童手当拡充
- 妊婦のための支援給付
- 育児休業給付の引き上げ
- 育児時短就業給付の創設
- こども誰でも通園制度
- 国民年金被保険者の育児期間の保険料免除 など



健康保険組合は、国に代わって事業主と被保険者から支援金を徴収し、国へ納付することを法律により義務付けられています。2026年4月分の保険料より、健康保険料、介護保険料と合わせて支援金を徴収します。

「子ども・子育て支援金」制度ってなに？

2026年度から「子ども・子育て支援金」制度が始まります。これは、国が新たに開始する制度で、国民全体に支援金を拠出してもらい、少子化対策の財源にあてるというものです。少子化・人口減少の問題は日本全体の問題であるため、子どもがいる人だけでなく、子どもがいない人や子育てを終えた人、また、企業にも負担が求められるります。

## 保険料・支援金の例 ▶ 月600円程度の負担増

● 標準報酬月額が30万円、支援金率が0.4%の場合

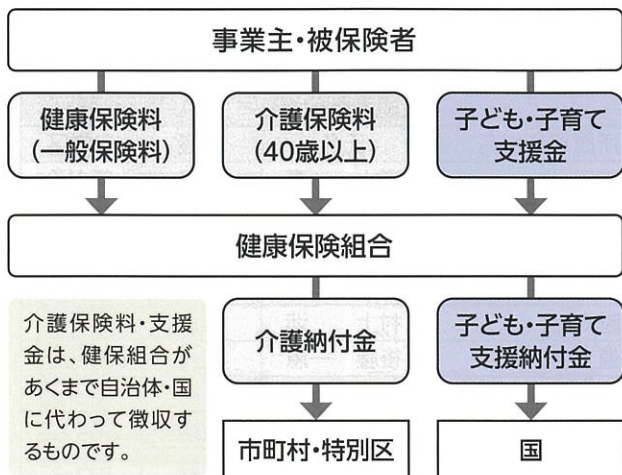
※支援金率は仮の計算によるものです。今後、国から確定値が示されます。

区分	保険料・支援金率(額)		
	合計	事業主	被保険者
健康保険料	8.6%	4.674%	3.926%
	25,800円	14,022円	11,778円
介護保険料	2.0%	1.0%	1.0%
	6,000円	3,000円	3,000円
子ども・子育て支援金	0.4%	0.2%	<b>0.2%</b>
	1,200円	600円	<b>600円</b>

支援金率は2026年度から2028年度にかけて段階的に引き上げられていき、2028年度に最大の0.4%程度になり固定されます。これを事業主と被保険者で折半するので、皆さんの負担は0.2%程度になる見込みです。実際の金額は月給・賞与に支援金率を掛けた額なので、例えば月給標準報酬月額が30万円の人で、月々の負担増は600円程度になります(左表参照)。

私たちの負担はどのくらい増えるの？

## ■ 保険料・支援金の徴収・納付のしくみ



## ■ 支援金額・率の引き上げイメージ

